平成２４年（フ）第６４４号
埼玉県吉川市吉川１丁目６番地15　メゾンプルミエール105号
破産者　野口　宏二
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７４５号
埼玉県春日部市八木崎町２番地12　アルカディア春日部303
破産者　隅田　信雄
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3178番地　レオパレス松前２―103、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3165番地　レオパレスキャトルセゾン104号
破産者　小平　真人
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３７号
東京都葛飾区金町１丁目１番11号、破産手続開始時の住所埼玉県三郷市新和５丁目375番地２　さくら三郷ハウス
破産者　鈴木　　守
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
埼玉県春日部市南３丁目10番31号
破産者　長谷川直美
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３５号
新潟市中央区万代１丁目２番３号　コープ野村万代314号、前住所新潟県東蒲原郡阿賀町津川3574番地
破産者　金子　秀昭
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２９号
滋賀県湖南市下田649番地４　アルドールトーワ107号、前住所滋賀県湖南市三雲1160番地１　エスポワール21　105号
破産者　中山龍成こと　金　　龍烈
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０６号
大津市浜大津４丁目８―３　ネバーランド大津414号、前住所大津市打出浜13―47　301号、住民票上の住所滋賀県近江八幡市日吉野町390番地
破産者　上野　勝也
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４５号
滋賀県栗東市林23番地　緑陽荘２号
破産者　金矢　陽一
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６０号
京都府綾部市大島町大籔19番地の３コーポみのり２　102
破産者　大野　光子
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
広島県三次市吉舎町清綱559番地
破産者　畑中　幸則
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第２６号
広島県三次市吉舎町清綱559番地
破産者　畑中　浩幸
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第１５４号
福島県伊達郡川俣町字日和田９番地
破産者　大泉　明雄
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１号
福島市黒岩字戸ノ内３番地、従前の住所福島市太平寺字過吹19番地の１
破産者　佐藤　善貞
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１３９号
群馬県館林市尾曳町４番14号
破産者　小林　吉一
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１号
群馬県太田市藤阿久町749番地４
破産者　仁和工業こと　仁和　英明
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第２号
群馬県太田市藤阿久町749番地４
破産者　仁和　真美
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第３１３号
群馬県高崎市飯塚町1049番地４
破産者　西谷　　淳
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１１１号
千葉県匝瑳市今泉2173番地１
破産者　津田　孝子
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係